

緊急地震速報訓練の概要および調査報告について

1. 訓練概要について

緊急地震速報を見聞きした際に、それぞれの場面に応じた身の安全を確保する行動を実施することで、実際に緊急地震速報が発表された時の適切な対応行動を身に付けていただくとともに、本訓練を契機として日頃からの地震や津波への備えの重要性を再認識していただくことを目的として、緊急地震速報の全国訓練を実施します。

(1) 実施日時

令和 7 年 11 月 5 日（水）10 時 00 分頃（気象庁からの訓練用緊急地震速報の配信時刻）

※ただし、気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震速報の配信を急きょ中止する場合がありますので、御了承ください。中止を決定した場合には、速やかにメール等でお知らせします。

(2) 参加機関等

国の機関、地方公共団体、民間企業等、個人

※例年 11 月頃を実施している訓練は、国の機関及び地方公共団体のほか、配信事業者等を通して緊急地震速報を受信している企業・個人や、一般に緊急地震速報を見聞きする可能性がある方を幅広く対象としています。

(3) 訓練の内容等

訓練参加者は、訓練用の緊急地震速報（以下「訓練報」）を見聞きした際に、速やかに安全な場所へ移動するなど、それぞれの場面に応じた身の安全を確保する行動を実施してください。

※訓練報の詳細（震源、マグニチュード等）は、気象庁ホームページをご覧ください。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/eew/kunren/2025/kunren.html>

訓練の実施に際して、緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動を以下の URL および別添の緊急地震速報訓練行動チェックシートを活用して確認するとともに、本訓練を機会として、日頃からの地震や津波への備えや、室内の安全な場所、津波発生時の避難場所などを確認してください。

「緊急地震速報を見聞きしたときは」（気象庁ホームページ）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/eew/koudou/koudou.html>

「緊急地震速報～その時どう動く？「数秒間の心がまえ」」（政府インターネットテレビ）

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24210.html>

本訓練で用いる訓練報は、テレビやラジオ（一部のコミュニティ FM 等を除く）等の放送波、携帯電話（スマートフォンを含む）による一斉同報機能（緊急速報メール／エリアメール）では報知されません。具体的な訓練参加方法は次のとおりです。

ア 緊急地震速報を気象庁から直接受信している機関

実施日時に、気象庁が訓練報を配信します。参加機関では、訓練報を用いて庁舎内放送などを行い、それに合わせて職員等が訓練を行ってください。

イ 地方公共団体等

実施日時に、消防庁が全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を通じ、気象庁から受信した訓練報を配信します。参加機関では、訓練報を用いて庁舎内放送や防災行政無線による放送などを行い、それに合わせて職員や住民等が訓練を行ってください。

また、地方公共団体によっては、住民を対象とした訓練を行う際に、訓練開始の合図として、「Yahoo!防災速報」等スマートフォンアプリのプッシュ通知を活用した事例があります。このような、住民への幅広い周知及び参加を促す方法について、ご検討願います。

ウ 緊急地震速報を配信事業者から受信している機関等

（ア）配信事業者が訓練報の配信を行う場合

実施日時に、事前調査で希望した配信事業者等に対して気象庁の訓練報が配信され、当該事業者が訓練報を参加機関に向けて配信します。また、緊急地震速報の予報業務許可事業者等が事業者独自の訓練報を配信する場合があります。参加機関では専用受信端末の訓練用報知機能等を用い、その報知等に合わせて職員や個人等が訓練を行ってください。

（イ）配信事業者が訓練報の配信を行わない場合

専用受信端末に訓練機能がある場合、その機能を活用して訓練を行ってください。訓練機能がない場合は、以下エの方法で訓練を行ってください。

エ 訓練報を受信できない機関や個人

（ア）緊急地震速報訓練用動画を使った訓練

気象庁がホームページで公開している緊急地震速報訓練用動画を使用し、その報知に合わせて職員や個人等が訓練を行ってください。

「緊急地震速報訓練を実施するための映像・教材など」（気象庁ホームページ）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/eew/kunren/kit.html>

（イ）スマートフォンを活用した訓練

スマートフォンの機能等を用いて実施日時に音を鳴らし、それに併せて身の安全を守るため安全な場所に移動するなどの行動訓練を行ってください。

（４）シェイクアウト訓練を実施する場合

防災研究者が中心となり結成され、シェイクアウト訓練を提唱・サポートしている「効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議」では、シェイクアウト訓練の実施を呼びかけ、実施団体を認定し公表しています。

訓練主催者（所管団体等）が実施を予定している緊急地震速報訓練でシェイクアウト訓練を行う場合に、同会議が提唱する訓練としても実施登録することができます。登録を希望する場合は、近日中に公開予定の同会議のホームページで申請手続きを行う必要があります。詳細は以下URLよりご確認ください。

<https://www.shakeout.jp/>

<効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議が提唱する「シェイクアウト訓練」>

科学的な裏付けのある地震シナリオにもとづき、事前登録の上、指定された日時に、地震から身を守るための3つの安全確保行動（①まず低く、②頭を守り、③動かない）を各人がいる場所（職場、学校、外出先等）で約1分間行うというものです。

（５）訓練実施にあたっての留意点

- ・配信事業者によっては、都合により訓練報を配信しない場合があります。利用している専用受信端末に訓練報が配信されるかどうかについては、契約の配信事業者等に事前に問い合わせ願います。

（６）訓練周知・参加呼びかけ等の取り組み

- ・気象庁ホームページに訓練用の特設サイトを設け、訓練周知・参加呼びかけや訓練実施の支援資料を掲載します。また、気象台は都道府県と連携して市区町村等へ訓練実施を働きかけたり、住民等への緊急地震速報についての説明への協力等の支援を行います。

「緊急地震速報を活用した訓練について」（気象庁ホームページ）

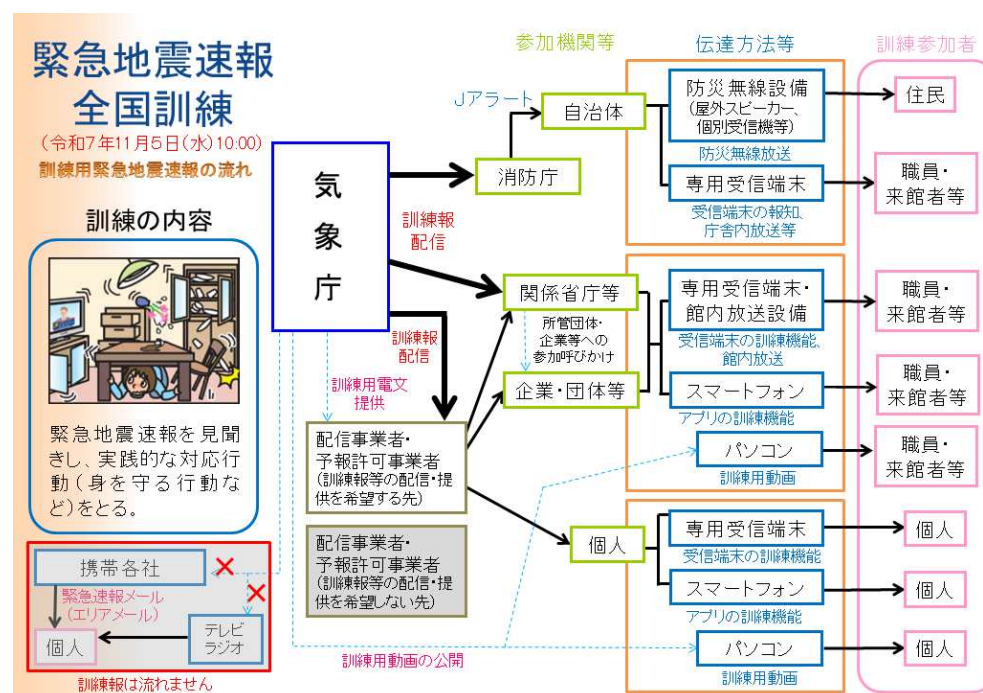
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/eew/kunren/kunren.html>

「緊急地震速報の訓練（令和7年11月5日）特設サイト」（気象庁ホームページ）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/eew/kunren/2025/kunren.html>

- ・各省庁の協力のもと、各省庁の地方支分部局及び所管する関係団体等に対して、訓練実施の周知・訓練参加の要請を行い、訓練参加機関（公表可能な機関に限る）の名称等について気象庁ホームページの訓練特設サイトに順次掲載します。
- ・気象庁では、配信事業者等による訓練報の配信予定について調査し、公表可能な事業者の名称等について気象庁ホームページの訓練特設サイトに順次掲載します。

訓練報の流れ（イメージ）



2. 調査報告について

(1) 関係省庁等の訓練への参加の有無に関する報告について

訓練への参加の有無と機関名公表の可否および担当者名等について、**別紙2**に記入のうえ、10月10日（金）までに気象庁へ電子メールでご提出くださいますようお願いいたします。

なお、「公表可」とご回答いただいた機関につきましては、気象庁が行う本訓練に関する報道発表及び気象庁の訓練特設サイトで、機関名を順次掲載させていただく予定です。

「緊急地震速報を活用した訓練について」（気象庁ホームページ）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/eew/kunren/kunren.html>

(2) 各省庁の地方支分部局、所管する関係団体等への訓練実施に係る周知・要請について

各省庁の地方支分部局及び所管する関係団体等（地方支分部局については事務所等、所管する関係団体については会員会社等を含む）に対して、11月5日（水）の訓練実施の周知・訓練参加の要請を行っていただくようお願いいたします。

周知・要請を行った地方支分部局及び所管する関係団体に対し、訓練参加予定機関及び機関名の公表可否について調査を行っていただき、その結果につきまして、**別紙3-①**にご記入のうえ、10月10日（金）までに気象庁へ電子メールでご提出くださいますようお願いいたします。公表が可能な機関の名称については、気象庁ホームページにおいて順次公表していく予定です。

特に、各省庁における事務所等部内組織並びに「緊急地震速報周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議」で報告されている重要分野（**別紙3-②**参照）については、必ず周知・要請を実施いただくようお願いいたします。

※本項に記述する要請・調査依頼について、所管する団体等に送付する書面の案を**参考1**のとおり添付していますので、必要に応じてご利用下さい。

また、緊急地震速報を活用している事業所・会社等に幅広く訓練に参加していただきたいと考えますので、重要分野以外の所管団体への周知・要請も幅広くお願いします。

周知・要請に際しては、以下の注意事項について周知願います。

○訓練の実施にあたって館内放送等を実施する場合には、放送を聞いた人が本物の地震と誤って判断しないなど、混乱がないように実施すること。

○事業者から訓練報が配信される場合には、日時や方法等について事業者の周知・案内を十分に確認し、不明な点等があれば事前に問い合わせること。

※11月5日の訓練実施後、周知・要請先においては訓練の実施状況及び感想等についてWEBアンケートにて（訓練実施後から11月14日（金）までに）回答いただくよう、訓練の周知と合わせて要請をお願いします。なお、アンケートは、以下のURLにて10月下旬に公開予定です。

「緊急地震速報の訓練（令和7年11月5日）」（気象庁ホームページ）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/eew/kunren/2025/kunren.html>

※本訓練や緊急地震速報の受信端末の導入等に関してご不明な点については、下記担当者へご連絡ください。

本件問合せ先及び提出先

気象庁 地震火山部 地震津波監視課 地震津波防災推進室
調査官 雛川 博文
情報管理係長 田邊 知之

TEL 03-6758-3900（内線5158）

E-mail bousai-taisaku@met.kishou.go.jp